

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (充給電システム)

【添付書類の留意事項】

◎(1) 工事請負契約書等のコピー【※建売住宅の場合は売買契約書等のコピー】

- ◆注文者と請負者の両者について記載があること。
 - ・注文者は設置場所に居住する個人の名前であることが必要です（法人名義は不可）。
 - ・注文書と請書の組み合わせでも可。
- ◆充給電システムの設置に要する費用が分かること。
 - ・電気自動車等充給電システム設置代以外の内容が含まれている場合、内訳が分かる書類等を添付してください。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書を添付する等により対応してください。
- ◆充給電システムの機器型番が明示されていること。
 - ・機器の特定に必要となります。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。

(2) システムの規格等が分かる書類

- ・メーカーパンフレット、メーカーWEBサイトにて、機器の最大出力が確認できる箇所等をコピーし、提出してください。

◎(3) 設置場所の案内図

- ◆設置住宅を容易に特定できるもの。
 - ・地図で、設置住宅を特定してください。
 - ・特に新築物件やWEB上の地図などの場合は、対象の住宅がわかるように線を追記するなどして、設置住宅が確実に分かるようにしてください。

◎(4) 建築基準法に基づく検査済証のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに引渡しができる住宅であること
 - ・令和8年度中に引渡しができる建売住宅のうち、検査済証の発出日が「令和7年4月1日～令和9年3月31日」のものが補助対象です。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。